

2025年10月

このパンフレットには別冊で「重要事項のご説明」があります。あわせてご覧ください。

特定技能外国人総合保険 のご案内

※特定技能外国人(特定技能1号)専用

特定技能外国人総合保険は、海外旅行傷害保険(セットされる主な特約:外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約)および団体総合生活補償保険(セットされる主な特約:日常生活賠償特約、本人のみ補償特約(賠償責任補償特約用))で構成されています。



代理店・扱者(お問合わせ先)

株式会社 国際研修サービス

〒108-0014 東京都港区芝四丁目13番2号 田町フロントビル5階
TEL:03(3453)3700 FAX:03(3453)3703

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社／損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社／あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公益財団法人 国際人材協力機構(JITCO)

INDEX

特定技能外国人総合保険

1. この保険の特徴 P3
2. 保険契約者・保険加入者・被保険者 P3
3. 補償内容 P4
4. 保険金額・保険料 P6
5. ご契約方法とご加入手続き P7
6. 特定技能外国人総合保険 補償の詳細 P8

※株式会社 国際研修サービスのホームページ (<http://www.k-kenshu.co.jp/>)



特定技能外国人総合保険

特定技能外国人総合保険のご加入にあたり

特定技能外国人総合保険にご加入いただくことで、特定技能外国人(特定技能1号)がケガや病気となった場合、安心して治療を受けていただくための一助としていただき、充実した特定技能活動にお役立てください。



1 この保険の特徴

日常生活における治療費用をカバー!

被保険者の自己負担分(治療のため現実に支出した金額)が補償されます。また、国民健康保険、健康保険等の資格取得の時期を考慮し、母国出国から一定期間は所定の傷害・疾病治療費用を100%補償することができます。



自転車運転中の事故の賠償金も補償!

自転車運転中に歩行者と接触事故を起こしたなど、法律上の賠償責任を負った場合にお支払いします。



▼補償のラインアップ

死亡
(ケガ・病気)



後遺障害
(ケガのみ)



治療費用
(ケガ・病気)



日常生活賠償
(示談交渉サービス付き)



救援者費用等
(渡航・宿泊費用等)



2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者

公益財団法人 国際人材協力機構

保険加入者

特定技能所属機関(受入企業等)または登録支援機関等

被保険者(保険の対象となる方)

特定技能外国人(「特定技能1号」^(※1)の在留資格で在留する外国人。特定活動(就労可)^(※2)を含む)

(※1) 保険加入後に、特定技能1号から特定技能2号へなった場合は本保険契約の解約が必要になります

(※2) 「特定技能1号」への在留資格移行にあたり、その準備のため特例措置として与えられる期間の特定活動に限ります

3 補償内容

補償対象期間

時系列	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 出国 or 技能実習修了後等の 特定技能1号への在留資格変更 </div> <div style="text-align: center;">→</div> <div style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 帰国 or 他の在留資格へ </div> </div>
在留資格	特定技能1号(特定活動(就労可)を含む)
特定技能外国人 総合保険	特定技能外国人(特定技能1号)向けの保険

補償範囲

時系列	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 出国 or 技能実習修了後等の 特定技能1号への在留資格変更 </div> <div style="text-align: center;">→</div> <div style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 帰国 or 他の在留資格へ </div> </div>
傷害 疾病 死亡時の補償	死亡保険金・疾病死亡保険金
傷害 後遺障害の補償	後遺障害保険金
傷害 疾病 治療費の補償	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; text-align: center;">国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険(70%給付)</div> <div style="text-align: center;">治療費用の30%補償*</div>
死亡、危篤時への 救援者費用	救援者(ご家族)の往復交通費、ホテル宿泊費 等
第三者への損害賠償	損害賠償金、訴訟費用 等

※ 治療費用の支払責任の一部変更に関する特約がセットされているため、公的保険制度にご加入されている場合の傷害および疾病の治療費用については、保険金額を上限に、病院などに直接支払った自己負担額が保険金お支払の対象となりますが、公的保険制度にご加入されていない場合(雇用契約が発効されず健康保険等の被保険者になっていない場合、健康保険等の被保険者であっても健康保険対象外の治療によって健康保険等からの給付がなされない場合、特定技能1号終了後の日本国を出国してから母国等で帰国手続きを終了するまでの間で健康保険等の被保険者になっていない場合等)は、実際に負担される治療費用に30%を乗じた額でのお支払いになります。
*治療費用100%補償期間については、所定の傷害・疾病治療費用を100%補償することができます。

- 上記は保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から、日本国における特定技能1号を終了し、母国等への帰国手続きを終了するまでを補償する場合を表したものです。
日本国内における技能実習を修了した時から、補償を開始することも可能です。
- 死亡時の補償、後遺障害の補償、治療費の補償については、業務上の事由または通勤によらない傷病のみが保険金のお支払いの対象となります。

この保険は次の保険金をお支払いします(概要)

責任期間中に(発生した)急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、病気を補償します。



治療費用保険金

責任期間中に発生した事故日からその日を含めて180日以内に要した費用



死亡・後遺障害保険金

責任期間中に発生した事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合もしくは後遺障害が生じた場合



疾病治療費用保険金

責任期間中に発病した病気の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用



疾病死亡保険金

責任期間中に病気で死亡した場合

日常生活賠償保険金

過って、他人の物を壊したり、他人をケガさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。ただし、職務遂行に基づく損害賠償や特定技能外国人(特定技能1号)自身の居室など、他人から借りたり預かったりしている物に対する損害賠償、自動車・バイク・電動キックボードによる損害賠償を除きます。**〈示談交渉サービス付〉**



救援者費用等保険金

病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときなどに、現地までの親族等の渡航費用等をお支払いします。



保険金をお支払いしない主な場合



妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因するケガや病気



虫歯・親知らず等の歯科疾病

ただし、ケガによる歯科治療を除きます。



業務上・通勤途上の傷病

ただし、上記いずれの傷病も死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

※ 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「6. 特定技能外国人総合保険 補償の詳細」をご確認ください。

お支払い例のご紹介



① 業務上災害・通勤途上災害でも救援者費用等保険金はお支払いします。

ロボットの稼働設定ミスにより、予想外の動きで製品とロボットの間で頭部を挟まれ、危篤状態となった場合、業務上災害となるため、治療費用保険金や後遺障害保険金はお支払いできませんが、ご家族が駆けつけた際の航空券代・交通費・宿泊費・通信費等をお支払いします。

② 地震によるケガや死亡に対しても補償します。

地震で倒れたタンスの下敷きになってケガをしたり、大地震で社員寮が倒壊し亡くなられた場合、治療費用保険金や死亡保険金をお支払いします。



③ 自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

被保険者が自転車で走行中に、前方不注意で歩行者と衝突し、歩行者が転倒してケガをして休業損害が発生した場合、被害者(歩行者)への法律上の賠償責任の額等をお支払いします。



4 保険金額・保険料

代表的な4つのプラン(1、2、A、K)を下記にお示ししております。下記プラン以外をご希望の場合は株式会社国際研修サービスまでお問い合わせください。

※代表的なプランの保険金額・保険料は下記表のとおりです(保険期間が12か月、60か月の場合)。

保険金額・保険料／タイプ			1	2	A	K	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	1,000万円	1,500万円	700万円	1,000万円	
		治療費用	100万円	100万円	100万円	70万円	
	疾病	死亡	1,000万円	1,500万円	700万円	1,000万円	
		治療費用	100万円	100万円	100万円	70万円	
	賠償責任		1億円	1億円	3,000万円	5,000万円	
	救援者費用		300万円	300万円	200万円	200万円	
保険料	治療費用 100% 補償期間	なし	保険期間 …12か月	11,030円	14,550円	8,820円	9,310円
		1か月		13,010円	16,780円	10,490円	10,760円
		なし	保険期間 …60か月	44,350円	58,210円	35,200円	37,140円
		1か月		46,410円	60,650円	36,940円	38,630円

▼治療費用100%補償期間の保険料

タイプ	1	2	A	K
なし	—	—	—	—
1か月	2,780円	3,360円	2,310円	2,120円

▼治療費用30%補償期間の保険料(代表的な加入期間をご案内しております)。

タイプ	1	2	A	K
12か月	11,030円	14,550円	8,820円	9,310円
24か月	19,380円	25,320円	15,400円	16,240円
36か月	27,720円	36,450円	22,010円	23,220円
48か月	36,150円	47,260円	28,580円	30,120円
60か月	44,350円	58,210円	35,200円	37,140円

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) ご契約方法

治療費用100%補償期間の設定の仕方

母国出国から、日本の国民健康保険・健康保険等の公的保険制度が適用されるまでの期間に基づいて、「なし」「1か月」の2プランとパターンから設定してください。国民健康保険・健康保険等にご加入の場合は「なし」を選択してください。

保険期間(保険に加入する期間)の設定の仕方

特定技能外国人総合保険は、「特定技能1号」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、その期間に応じて、保険期間を設定します。保険期間の設定につきましては、母国を出国してから帰国するまで保険期間が不足しないように、設定することをおすすめいたします。

(注) 保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険終期は終了日の午後12時までとなります。



特定技能外国人総合保険 保険責任期間(補償の対象となる期間)のご説明

設定された保険期間内において、この保険にて保険会社が支払責任を負う期間(補償の対象となる期間)は以下のとおりです。

(注) 設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

保険責任期間

保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から、日本国における特定技能1号を終了し、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。

ただし、以下に該当する場合は、母国等への帰国手続きを終了する前でも保険責任期間は終了します。

- (a) 被保険者証明書記載の保険期間の末日(=帰国予定日)の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日の午後12時をもって終了します。
ただし、帰国手続きが保険期間の末日の午後12時までに終わることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により帰国手続きが通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
 - ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
 - ③ 被保険者が治療を受けたこと
 - ④ 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被保険者の誘拐等(本事由についての延長期間は72時間に限らず、被保険者が解放され正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、帰国手続きを終了したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします)
- (b) 保険期間の末日より前に特定技能1号の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。
ただし、特定技能1号を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。
- (c) 特定技能1号の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日より前に特定技能1号が終了しないまま被保険者が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。
ただし、被保険者が再入国許可を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続するものとします。また日本への再入国後は出国期間に関わらず保険責任が継続します。

(2) ご加入手続き

WEBにてお申し込みください。

株式会社国際研修サービスのホームページの直接リンク先(<https://k-kenshu.net/>)から加入内容を入力いただき、お申しください。

保険料のお支払い

保険料は出国日(または在留資格が特定技能1号(特定活動(就労可)を含む)に変更となる日)が確定し、出国(または在留資格が特定技能1号(特定活動(就労可)を含む)に変更)、もしくは保険開始希望日までに公益財団法人 国際人材協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ) コクサイジンザイキヨウリヨクキコウ ホケンリヨウグチ	ザイ) コクサイジンザイキヨウリヨクキコウ



出国日確定通知および入国資格欠格者通知書のご提出

未入国でご契約の場合は特定技能外国人(特定技能1号)の母国等からの出国日が確定し、入国が確認できたときには、『出国日(保険開始希望日)通知書』に出国日他必要事項を入力し、すみやかに株式会社 国際研修サービスに通知していただきます。

保険責任の開始日

加入手続き以降、保険加入者が保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から保険責任が開始します。ただし、**保険料の振込手続きが済んでいなければ保険責任は開始しません。**

(注) 保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険責任は開始します。

被保険者証明書のWEB発行

特定技能外国人(特定技能1号)各人に『被保険者証明書』をWEB発行できます。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

6 特定技能外国人総合保険 補償の詳細

補償重複 との表記がある保険金についてのご注意

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、保険金の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

他の保険契約等 との表記がある場合の取扱いについて

他の保険契約等がある場合、保険金の種類によりお支払いする保険金の取扱いが次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額^(※1)の合計額が、損害の額もしくは費用の額^(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額^(※1)
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額もしくは費用の額^(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(※1)を限度とします。

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	責任期間 [*] 中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気 [*] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
	責任期間 [*] 中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が生じた場合	後遺障害 [*] の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 注1 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 注2 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 注3 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 注4 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療 [*] によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害補償条項	責任期間 [*] 中の事故によるケガ [*] のため、治療 [*] （義手、義足の修理を含みます。）を受けられた場合 補償重複 他の保険契約等	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故（疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病）に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生日（治療費用保険金の場合）または治療 [*] を開始した日（疾病治療費用保険金の場合）からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院 [*] 関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用（治療費用保険金のみ対象） ウ. 入院により必要となった次の費用（1回の事故または1疾病 [*] につき、エを合計して10万円限度） A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費（3万円限度） エ. 通院により必要となった交通費（1回の事故または1疾病 [*] につき、エを合計して10万円限度） オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など	●原因がいかなくなる時でも、頸（けい）部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●業務上の事由または通勤によるケガ など
海外旅行傷害保険	責任期間 [*] 中の事故によるケガ [*] のため、治療 [*] （義手、義足の修理を含みます。）を受けられた場合 補償重複 他の保険契約等	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故（疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病）に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生日（治療費用保険金の場合）または治療 [*] を開始した日（疾病治療費用保険金の場合）からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院 [*] 関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用（治療費用保険金のみ対象） ウ. 入院により必要となった次の費用（1回の事故または1疾病 [*] につき、エを合計して10万円限度） A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費（3万円限度） エ. 通院により必要となった交通費（1回の事故または1疾病 [*] につき、エを合計して10万円限度） オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●妊娠、出産、早産または流産による病気 ●歯科疾病（虫歯や歯冠・歯根・歯肉に関する疾病） ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による病気（テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気
疾病治療費用補償条項	①「責任期間 [*] 中に発病 [*] した病気 [*] 」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、）」を直接の原因として、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療 [*] を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症 [*] のため、責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療 [*] を開始された場合 補償重複 他の保険契約等	ア. 診療関係、入院 [*] 関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用（治療費用保険金のみ対象） ウ. 入院により必要となった次の費用（1回の事故または1疾病 [*] につき、エを合計して10万円限度） A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費（3万円限度） エ. 通院により必要となった交通費（1回の事故または1疾病 [*] につき、エを合計して10万円限度） オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など （日本国内における治療の場合にご注意ください。） 柔道整復師（接骨院・整骨院等）による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、ケガの部位や程度に応じ、医師 [*] の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 注 保険金のお支払額は、1回の事故および1疾病につき、それぞれ、治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額が限度となります。	●原因がいかなくなる時でも、頸（けい）部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの（疾病治療費用保険金の場合） ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ●業務上の事由または通勤による病気 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡危険補償条項	<p>①責任期間中に病気*のため、死亡された場合</p> <p>②「責任期間中に発病*した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療*を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。</p> <p>③責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p>	<p>前ページ「疾病治療費用保険金」の保険金をお支払いしない主な場合と同じ。</p>
海外旅行傷害保険	<p>救済対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者*^(*)が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任期間中に被ったケガ*または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 病気*または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 責任期間中に発病*した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療*を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。) <p>②責任期間中に救済対象者が危篤*^(*)となった場合</p> <p>③責任期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合</p> <p>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(*)この補償条項により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族*をいいます。</p> <p>(*)重傷または重病のため生命が危く予断を許さない状態であると医師*が判断した場合をいいます。</p> <p>(*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p> <p>補償重複 他の保険契約等</p>	<p>被保険者が負担された次のア～カの費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア.遭難した救済対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ.救済対象者*の現地*までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで)^(*)</p> <p>ウ.救済対象者の現地および現地までの行程での宿泊施設*の客室料(救済者3名分かつ1名につき14日分まで)^(*)</p> <p>エ.治療*を継続中の救済対象者を現地から移送する費用^(*)</p> <p>オ.遺体の移送費用</p> <p>カ.諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者もしくは救済者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費、救済対象者の遺体処理費等をいいます。)(20万円限度)^(*)</p> <p>(*)1)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。</p> <p>(*)2)救済対象者が戻戻しを受けた帰国のための運賃または救済対象者が負担することを予定していた帰国のための運賃や、治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ア、イ、オ、カで支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(*)3)治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ウ、エで支払われるべき費用については除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、救済対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いします。) ●自殺行為(死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等*の無資格運転・酒気帯び運転* (いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。) ●または麻薬等を使用している運転中の事故による費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものによる費用 <p>など</p>
★日常生活賠償特約 ★本人のみ補償特約賠償責任補償特約用(セット) 団体総合生活賠償保険	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(*)を運行不能^(*)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅^(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。)</p> <p>(*)1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(*)2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*)3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>補償重複 他の保険契約等</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額* (0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート)の所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>

●この契約には「戦争危険等免責に関する一部修正特約」（海外旅行傷害保険）および「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」（団体総合生活補償保険）が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

この契約には「制裁等に関する特約」がセットされているため、引受保険会社が保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

① 国際連合の決議に基づく制裁、禁止、規制または制限

② 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限

③ ①または②以外の制裁、禁止、規制または制限

●本人のみ補償特約（賠償責任補償特約用）がセットされているため、日常生活賠償保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者としてします。

●海外旅行傷害保険にはそれぞれ以下の特約がセットされています。

【治療費用100%補償期間】

外国人研修生特約・感染症追加補償特約・技能実習特約

【治療費用30%補償期間】

外国人研修生特約・感染症追加補償特約・技能実習特約・治療費用の支払責任の一部変更に関する特約

●技能実習特約がセットされているため、傷害補償条項・疾病治療費用補償条項・疾病死亡危険補償条項について業務上の事由または通勤によらないケガ・病気に限り保険金をお支払いします。

●治療費用の支払責任の一部変更に関する特約がセットされた場合、治療費用*に対し、公的制度からの支払等*がされない場合、保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{治療費用}} \times 30\% = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(*1) 公的制度からの支払等がされる治療費用に対し、保険金の支払を請求される場合は、該当する保険金に規定された書類に加え、公的制度からの支払等を証明する医療機関等発行の証明書類を提出しなければなりません。

(*2) 上記 (*1) の書類をご提出いただけない場合は上記の算式によって算出した額とします。

※印の用語のご説明

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者*が医師である場合は、被保険者*以外の医師をいいます。

(*） 救援者費用等補償条項の場合は、救援対象者*とします。

●「1疾病」には、合併症および続発症を含みます。

●「救援者」とは、救援対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救援対象者の親族*（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。

●「救援対象者」とは、被保険者証明書記載の被保険者をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*を含みます。

(*） 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

●「現地」とは、事故発生地または救援対象者*の収容地をいいます。

●「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。

●「公的制度からの支払等」とは、公的医療保険制度からの支払または労働者災害補償制度からの給付をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

●「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹（しん）チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候

群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。（感染症追加補償特約をセットしています。）

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。

●「責任期間」とは、保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から、日本国における特定技能1号を終了し、国籍国等（国籍または住所を有する国をいいます。）への帰国手続きを終了するまでとします。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「治療費用」とは次の費用をいいます。

①被保険者以外の医師の診察費、処置費および手術費

②被保険者以外の医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

③X線検査費、諸検査費および手術室費

④職業看護師^(注)費。ただし、謝金および礼金は含みません。

⑤病院または診療所へ入院した場合の入院費

(注) 職業看護師

日本国外において被保険者の治療に際し、被保険者以外の医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

●「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方。ただし、団体総合生活補償保険（日常生活賠償特約セット）の場合は戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師*の診断による発病をいいます。

●「病気」とは、ケガ*以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。

●「顎（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

■ご加入の際のご注意

- ①この保険は、公益財団法人 国際人材協力機構を保険契約者とし、特定技能所属機関（受入企業等）または登録支援機関等を保険加入者、特定技能外国人（特定技能1号）（特定活動（就労可）を含む）を被保険者とする海外旅行傷害保険・団体総合生活補償保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人 国際人材協力機構が有します。
なお、特定技能外国人（特定技能1号）専用の保険ですので、特定技能外国人（特定技能1号）（特定活動（就労可）を含む）以外は加入することができません。
- ②この保険はパンフレット表紙記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社（三井住友海上）が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社は次のとおりです。（なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します。）
三井住友海上（契約幹事会社）、東京海上日動火災、損害保険ジャパン（査定幹事会社）、あいおいニッセイ同和
- ③株式会社国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、株式会社国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ④このパンフレットは「海外旅行傷害保険（セットされる主な特約：外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約付等セット）」および「団体総合生活補償保険（セットされる主な特約：日常生活賠償特約）」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、海外旅行傷害保険普通保険約款・団体総合生活補償保険普通保険約款、特約および特約書によりますが、ご不明な点がありましたら株式会社国際研修サービスまたは引受保険会社にお問合わせください。ご加入に際しては必ず別冊「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。[重要事項のご説明]に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入依頼書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入依頼書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入依頼書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

このパンフレットでご説明する補償内容は、特約期間2025年10月1日午前0時から2026年9月30日午後12時(特定技能外国人総合保険・団体総合生活補償保険)の間に保険責任期間が開始する契約に適用されます。

特約期間とは公益財団法人国際人材協力機構と引受保険会社の間で包括的に引受を行うことを約定した期間をいい、契約締結時に定めます。

ご加入に関することや、事故のご相談につきましては、代理店・扱者「株式会社 国際研修サービス」までご連絡ください。

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】

公益財団法人 国際人材協力機構

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11.12階

TEL 03(4306) 1100(代表)

FAX 03(4306) 1112